

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	二条定義府令
企業内容等の開示に関する内閣府令	企業開示府令
外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令	外国債開示府令
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	特定有価証券開示府令
株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令	大量保有府令
特定金融指標算出者に関する内閣府令	金融指標府令
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	監督指針
企業内容等の開示に関する留意事項について	企業開示ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●金商法施行令		
▼短期大量譲渡報告		
1	<p>改正金商法施行令第14条の8第1項ただし書の読み方は、短期大量譲渡報告対象期間に、提出者又は共同保有者の譲渡による合計数量(譲渡以外の事由による減少は含まれない)が、「当該最も高いものの二分の一超である場合、かつ、百分の五を超える場合」の要件を満たした場合にのみ、短期大量譲渡報告としての開示が求められるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
2	<p>改正金商法施行令第14条の8第1項ただし書の「譲渡したこと」とは、売買や贈与により株券等を譲り渡した場合のみを指すと考えてよいか。次に掲げる事由による株券等保有割合の減少は、「譲渡したこと」には含まれないと考えてよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権付社債の償還(いわゆる「転換権」の消滅) ・借株の返済 	<p>最終的には個別事情に基づき判断することとなりますが、一般に「譲渡」とは、一定の権利等を他者に移転することを意味するものと考えられますので、新株予約権付社債を発行者に移転させずに消滅させる効果を有する償還や、賃貸借契約に基づく借株の返還は、基本的には改正金商法施行令第14条の8第1項ただし書にいう「譲渡」には該当しないものと考えられます。</p> <p>これに対して、新株予約権付社債を発行者に移転させる効果を有する償還(いわゆる買入消却等)や、消費貸借契約に基づく借株の返還は、同項ただし書にいう「譲渡」に該当するものと考えられます。</p>
3	<p>短期大量譲渡に該当するかの判断に際し、当該譲渡の60日前の日より後(例えば30日前)に提出された変更報告書に記載された株券等保有割合を基準とした場合、60日前の日から当該変更報告書の提出日(30日前)までに譲渡した株券等も、改正金商法施行令第14条の8第1項ただし書の「60日間…に株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計」の計算に含めるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
4	<p>短期大量譲渡に該当するかの判断に際し、当該譲渡の60日前の日より前(例えば90日前)に提出された変更報告書に記載された株券等保有割合を基準とした場合、当該変更報告書の提出日(90日前)から60日前の日までに譲渡した株券等は、改正金商法施行令第14条の8第1項ただし書の「60日間…に株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計」の計算に含めないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
5	<p>短期大量譲渡報告対象期間中に第三者割当増資等により発行済株式総数の変動があった場合、変動前の</p>	<p>「株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計」の算出に当たっては、短期大量譲</p>

	<p>株式総数と変動後の株式総数のどちらを使って改正金商法施行令第14条の8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計」を算出するべきか。</p>	<p>渡報告対象期間における各譲渡について、その譲渡した株券等の数を当該譲渡の日における発行済株式等総数で除して得た割合をそれぞれ算出した上で、これらを合算して算出する必要があると考えられます。</p> <p>ただし、譲渡の日における発行済株式等総数が分からない場合には、その直近の有価証券報告書等に記載された発行済株式等総数を用いることも可能と考えられます。</p>
6	<p>株券等の保有者が短期大量譲渡報告対象期間中に株券等を取得した場合、その取得分を保有者が譲渡した株券等の数から差し引いて、改正金商法施行令第14条の8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計」をネット・ベースで算出してよいか。</p>	<p>「株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計」は、ネット・ベースではなく、グロス・ベースで算出する必要があると考えられます。</p>
7	<p>「譲渡を受けた株券等が僅少である者」を判断するに当たり、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等の数を合算して、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを検証する必要がある。</p> <p>提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の相手方か否かの検証を含む)するため、一旦変更報告書の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対象期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等のデータが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡しているか及びその合計数量を検証することが必要になると考えられる。</p> <p>今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示することの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステム開発が必要になると考えられる。</p> <p>このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定することはできないか。</p>	<p>本改正は、改正金商法第27条の25第2項の「譲渡を受けた株券等が僅少である者」を規定するものですが、同規定の趣旨は、僅少な株券等の譲渡先によりいわゆる「肩代わり」が行われることは想定し難いことから、当該譲渡先に関する事項(氏名・名称)の記載を行わないこととするものです。</p> <p>しかしながら、この場合、真に僅少な株券等の譲渡先に該当するか否かは、共同保有者に係る譲渡も含めた実態に基づき判断する必要があると考えられるため、提出者及び共同保有者から譲渡を受けた株券等の数を合算の上、株券等保有割合を算定することとしております。</p>
8	<p>仮にX日に提出者がA社に対し0.7%譲渡し、Y日(X日とY日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者の共同保有者が0.4%をA社に譲渡した場合は、A社</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

	<p>に対し合算して1%以上譲渡しているため、相手方の開示が必要になるという理解でよいか。</p> <p>上記が正しい場合、提出者及び共同保有者の改正大量保有府令第2号様式の開示の割合は、各々1%未満の割合を記載し、提出者及び共同保有者各々に対して相手方の開示を行うという内容でよいのか。</p>	
9	<p>譲渡の相手方が投資信託等の信託財産の場合、個々のファンドの資産は信託に帰属しているが、一般的に運用指図者(投資運用会社)が投資決定権限を有しているため、投資運用会社を相手方と見なして譲渡数量の合計数量を算出すればよいのか。</p>	<p>「譲渡の相手方」が誰であるかについては、個別事案に応じ実質的に判断する必要があると考えられますが、ファンドへの譲渡については、基本的に貴見のとおりと考えられます。</p>
10	<p>改正大量保有府令第2号様式の記載上の注意a、gの記載内容を勘案すると、同一日に、ToSTNeT1による相手方指定による売却、OTC(取引所金融商品市場外)の売却をそれぞれ行った場合、譲渡単価はToSTNeT1とOTCの平均単価を記載し、市場内外取引の別は、市場外取引と記載し、短期大量譲渡報告対象期間に提出者及びその共同保有者から合算して1%以上譲渡を受けた者のみを相手方として記載するという方法でよいのか。</p>	<p>ご指摘のような場合、改正大量保有府令第2号様式の各欄については、以下のように記載する必要があると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内外取引の別…「市場外取引」と記載 ・譲渡の相手方…譲渡の相手方(改正金商法第27条の25第2項に規定する「譲渡を受けた株券等が僅少である者」を除く)の氏名又は名称を記載 ・数量及び単価…「譲渡を受けた株券等が僅少である者」以外の者に対する譲渡については、譲渡の相手方ごとに区分してその数量と売買単価を記載し、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」に対する譲渡については、譲渡の相手方ごとに区分せずその合計数量と平均単価を記載
11	<p>株券等の保有者が短期大量譲渡報告対象期間中に株券等を譲渡した者から同期間中に株券等を取得した場合、その取得分を改正金商法施行令第14条の8第2項の「当該提出する者の保有株券等の総数」から差し引いて、僅少な株券等の譲渡先を判断するための基準となる同項の「当該提出する者の株券等保有割合」をネット・ベースで算出してよいか。</p>	<p>「当該提出する者の株券等保有割合」は、ネット・ベースではなく、グロス・ベースで算出する必要があると考えられます。</p>
▼その他大量保有報告制度関係		
12	<p>改正金商法第27条の23第4項により「保有株券等の総数」から自己株式が除かれており、本年5月の施行日において「保有株券等の総数」の減少が生じることとなる。そもそも自己株式を大量保有報告制度において考慮しない制度改正の趣旨に鑑み、当該減少による株券等保有割合や単体株券等保有割合の変動が1%以上の場合においても、自己株式の発行者である提出者は変更報告書の提出が不要であると考えてよいか。自己</p>	<p>貴見のとおり、改正金商法第27条の23第4項の施行により、自己株式を保有する者の株券等保有割合や単体株券等保有割合が、当該施行の前後で1%以上異なることとなった場合には、これによって変更報告書を提出する必要はありません。</p>

	株式を保有しないかのような大量保有報告書が施行日直後に多数提出されることとなり、提出を求めることで投資者にとって誤解の生じやすい状況を生む可能性も考えられる。	
13	Aは、上場会社であるBの株式を保有しているが、Bとみなし共同保有者の関係にあるため、Bが保有している自己株式についても、保有株券等の総数に含めた上で、Bと連名で大量保有報告書を提出している。この場合において、Aに、本年5月の施行以降に初めて当該大量保有報告書に係る変更報告書を提出する義務が生じるのはどのタイミングか。	<p>Aにおいて、大量保有報告書に記載すべき重大な事項の変更があった場合に、変更報告書を提出する義務が生じますが、改正金商法第27条の23第4項の施行により、自己株式を保有する者(B)の株券等保有割合や単体株券等保有割合が、当該施行の前後で1%以上異なることとなったことを理由として、変更報告書を提出する必要はありません。</p> <p>ただし、上記施行後に、AがB株式の売買等を行った場合、施行前の株券等保有割合(直前の大量保有報告書に記載された株券等保有割合)を基準にして1%以上の株券等保有割合の増減の有無を判断する必要があり、当該増減があった時点で変更報告書を提出する義務が生じるものと考えられます。</p>
▼電子募集取扱業務		
14	改正金商法施行令第15条の7第1項第6号に掲げる「第一種少額電子募集取扱業務を行おうとする場合(第1号から第4号までに掲げる場合を除く。) 千円」とは、例えば、投資運用業と第一種少額電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者にあつては、最低資本金額は5千円となる理解でよいか。	貴見のとおりです。
15	改正金商法施行令第15条の7第1項第8号に掲げる「第二種少額電子募集取扱業務を行おうとする場合(前各号に掲げる場合を除く。) 五百円」とは、例えば、投資運用業と第二種少額電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者にあつては、最低資本金額は5千円となる理解でよいか。	貴見のとおりです。
16	第一種・第二種少額電子募集取扱業者に対しては、自己資本規制比率維持義務及び金融商品取引責任準備金の積立義務が免除され(改正金商法第29条の4の2第6項)、兼業も自由とされた(同法第29条の4の2第4項)。このように、既に法改正によって極めて脆弱な経済的基盤しか有しない新規業者の参入が可能であるのに、更に資本金額についてまで低額化することは、さらに投資家保護に欠けることとなるものであるため、それぞれ第一種・第二種金融商品取引業者と同額か、あるいはそれに近似する	金融審議会の「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告」を踏まえ、リスクマネーの供給促進を図るために、仲介者の参入要件の見直しを行っています。同時に、第一種・第二種少額電子募集取扱業者に対して体制整備や情報提供を義務付け、発行価額の総額や個別の投資家の払込額を少額に限定するといった投資家保護のための措置をとっています。

	水準に維持するべきである。	
17	改正金商法施行令第15条の4の2各号に掲げる有価証券の募集・私募の取扱いを、ウェブサイト等(改正金商業等府令第6条の2各号に掲げる方法)を利用して行うことは、改正金商法第29条の2第1項第6号に規定する「電子募集取扱業務」には該当しない、との理解でよいか。	ご指摘の有価証券の募集・私募の取扱いの場合でも電子募集取扱業務に該当します。 ただし、改正金商法施行令第15条の4の2各号に規定する有価証券のみを取り扱う場合であれば、登録申請書における電子募集取扱業務を行う旨の記載等は不要です。
18	改正金商法施行令第15条の4の2第7号に掲げる「法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号又は第6号に掲げる権利のうち、当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の100分の50を超える額を充てて金銭の貸付けを行う事業に係るもの」とは、出資総額のうち50%超を第三者への金銭の貸付事業に充てる集団投資スキームの持分(ファンド持分)を指すということによいか。	貴見のとおりです。
19	「100分の50を超える額を充てて金銭の貸し付けを行う事業に係るもの」について、その主な事業目的が金銭の貸付けを行う事業と明記されていれば、一時的に貸付けの額が50%を下回った場合であっても、当該事業に該当すると判断されるか。	個別の事案に応じて判断されるものですが、投資者と発行者の間の契約書等に主な事業目的が金銭の貸付けを行う事業である旨が明記されており、それに従って適切に事業が行われているものであれば、貸付金の返却時などに一時的に(例えば数日間)貸付額が50%を下回る場合があっても、改正金商法施行令第15条の4の2第7号に該当しうると考えられます。
20	改正金商業等府令第8条第10号において、いわゆる貸付型クラウドファンディング(改正金商法施行令第15条の4の2第7号)が電子募集取扱業務より除外されている。第二種少額電子募集取扱業者は貸付型クラウドファンディング業務を行うことができないので、貸付型クラウドファンディングを行う場合は第二種金商業者の登録が必要という理解でよいか。また、既存の第二種金商業者が貸付型クラウドファンディングを新たに始める場合に、変更登録は不要という理解でよいか。	貴見のとおりです。
21	第一種少額電子募集取扱業者に投資者保護基金への加入義務を課さないことに関しては、単に加入義務がないと説明するだけでなく、今回なぜ加入義務が課せられなかったのか、それによるリスクを投資者はどう負担するかまでの詳細な情報の提供が必要ではないか。	第一種少額電子募集取扱業者が投資者保護基金に加入していない場合、当該業者のウェブサイト上において、投資者保護基金に加入していない旨に加えて顧客が当該第一種少額電子募集取扱業者に対して有する債権が補償対象債権に該当しないことを表示する必要があります(改正金商業等府令第16条の2第2項第3号)。また、第一種少額電子募集取扱業者にお

		ける応募代金の管理方法、信用・市場リスク及び顧客の注意を喚起すべきリスク等については、契約締結前交付書面及びウェブサイト上での情報提供を行うことを求める内容となっています（改正金商業等府令第83条1項6号、第146条の2第3項）。
22	金商法施行令改正令附則第2条第2項の経過措置について、改正法の施行の際現に電子募集取扱業務を行っている金融商品取引業者が、同条第1項に基づいて、改正法の施行の日から6ヶ月を経過する日までの間に変更登録の申請を行い、仮に改正法の施行の日から起算して6ヶ月を経過する日以後に変更登録を受けるに至った場合でも、この金融商品取引業者に対し、この経過措置は「変更登録（を受ける）までの間」は適用されるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
●金商業等府令		
▼電子募集取扱業務における投資勧誘の方法		
23	電子募集取扱業務は、特定の有価証券に関して募集又は私募の取扱いをインターネット上のみで行う場合を想定しているのか、それともインターネット上だけでなく電話や訪問を行う場合であっても、当該インターネット上での募集又は私募の取扱いが電子募集取扱業務となるのか。	改正金商業等府令第6条の2に規定する方法により金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を業として行う場合には、その他の手法を併用して当該行為を行う場合であっても、電子募集取扱業務に該当します。
24	金商業者のホームページ上において、個別商品の概要や手数料、予想リターン、申込期間などを掲載したページを設けている場合、当該ホームページにおいて、商品の申込みを受け付けていなくても募集又は私募の取扱いに該当するのか。	個別の事例に応じて判断すべきですが、基本的には貴見のとおりです。
25	改正金商業等府令第6条の2第1号に掲げる「金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供する方法」とは、具体的にウェブサイトを利用する方法のほかに、例えば、フェイスブック、ミクシィ、LINE等のSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）、ツイッター等のマイクロブログ、YouTube等の動画・写真共有サイト及びブログといった各種のソーシャルメディアによるものも含まれると理解してよいか。	改正金商業等府令第6条の2第1号においては、ウェブサイト等のサーバーに記録された情報を閲覧させる方法を想定しています。ご指摘のSNS等については、その機能に応じて個別に判断する必要がありますが、サーバーに記録された情報の閲覧による方法又はこれに関連するインターネットを介したメッセージの授受に係るサービスの場合には、同条第1号又は第2号に該当すると考えます。
26	改正金商業等府令第6条の2第2号における「前号に掲げる方法による場合において」という要件は、ウェブサイト上での取得勧誘（同条第1号に該当する行為）を行わずにメール等の同条第2号に掲げる	貴見のとおりです。

	方法のみで勧誘を行う場合は、同条第2号の要件を満たさないという趣旨か。	
27	改正金商業等府令第6条の2第2号に掲げる方法とは、例えば、電子メールの送信（当該電子メールに勧誘資料等の電子ファイルを添付して送信する場合を含む。）による方法は、これに含まれるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
28	改正金商業等府令第6条の2第2号において、音声の送受信による通話を伴う場合とは、具体的にはどのような方法か。	改正金商業等府令第6条の2第2号における音声の送受信による通話を伴う場合としては、例えば、インターネットを介して通話できるサービスを想定しております。
29	クラウドファンディング業者が投資家に対して送信する電子メールの内容についても、記載すべき内容あるいは記載してはならない内容について、法令に適切かつ具体的な規定を設けるべきではないか。	電子募集取扱業務における投資勧誘の手段として送信される電子メールにおいて、虚偽の表示や重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示を行うことは禁止されています（金商業等府令第117条第1項第2号）。
▼電話・訪問勧誘の禁止		
30	第一種・第二種少額電子募集取扱業者には電話や対面による勧誘が認められないこと、及び電話や対面により取得の申込みを受けることが認められないことを金商業等府令第117条第1項の禁止行為として定めることにより、明確化すべきである。	第一種・第二種少額電子募集取扱業者は、電子募集取扱業務に該当しない金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行うことはできないため、法律上、電話や対面による勧誘を行うことはできません。 なお、投資者が申込みを電話や対面で行うことを希望される可能性もあることから、電話や対面による取得の申込みは禁止していません。
31	第一種・第二種金融商品取引業者についても、改正金商法第29条の2第1項第6号に該当する電子募集取扱業務については、金商業等府令の規定において電話や対面による勧誘を禁止すべきであるが、少なくとも監督指針において、自主規制や社内規定に電話や対面による勧誘の禁止について適切な定めを置くことを求めるべきである。	金融商品取引業協会の自主規制規則案においては、電子申込型電子募集取扱業務については、電話・訪問勧誘等の禁止に関する規定が設けられることとされています。
▼電子募集取扱業務における情報提供義務		
32	投資者に見やすい重要事項の表示等を求める改正金商業等府令第146条の2第1項から第4項までの定めを賛成する。ただし、同条第2項において「最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする」との定めを、「最も大きなものと著しく異なる大きさで、映像面において特に見やすい箇所に表示するものとする」とすべきである。	手数料等（金商法第37条の3第1項第4号）の概要、信用・市場リスク及び顧客の注意を喚起すべきリスク等については、電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにする必要があります（改正金商業等府令第146条の2第1項）。また、これらのうち市場・信用リスク等について
33	電子募集取扱業務を行う者に対してウェブサイ	

	ト等により情報提供義務が課されたことは評価するが、リスクや手数料に関する情報については、分かりやすい方法で記載することを義務づけるべきである。具体的には、ウェブサイト上のトップに近いところに掲載すること（スクロールせずに見える位置に配置すること）、文字の大きさや文字量、使用すべき文言についてもルールを定めるべきである。	は、当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示することを求めています（同条第2項）。かかる表示については、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要があり、投資者の判断に影響を及ぼす重要な事項を先に表示するなど、投資者が理解をする意欲を失わないよう努める必要があります（改正監督指針IV-3-4-2-2(2)）。 なお、表示する箇所等を特定することについては、各金融商品取引業者等のウェブサイトの構成等が様々であり、また、顧客の注意喚起などに創意工夫を促す観点からも、一律の基準を規定することは適当ではないと考えますが、各金融商品取引業者等において、以上の規定を遵守した情報提供を行う必要があります。
34	消費者が理解できる方法での情報提供の方法を具体的にマニュアル化すべき。リスクの高い、分かりにくい、新しい投資商品を広く一般大衆を対象に導入するのだから、これまでとは全く異なる、ウェブサイト上で一見してわかる、心にとどまる情報提供の方法を行政・自主規制機関が提示することが必要。	
35	「見やすい個所」について、例えば、①第二種少額電子募集取扱業者のHPのトップページであれば、画面をスクロールして下部に表示されていたとしても問題ないか、②閲覧したことの承認クリックを押さないと次の画面に進めないような作り込みをしておけば、トップページになくても問題ないか。	
▼第一種・第二種少額電子募集取扱業務における発行価額の総額及び投資者の払込額の計算方法		
36	同一の発行者が発行する集団投資スキーム持分については、各持分の出資対象事業が異なるものであっても、1年以内のものは改正金商業等府令第16条の3第1項第2号の「同一の種類の有価証券」に該当するとの理解でよいか。	同一の発行者が発行する金商法第2条第2項第5号及び第6号に掲げる権利については、「同一の種類の有価証券」となります（改正金商業等府令第16条の3第1項及び第2項）。
37	「同一の種類」について、例えば、民法上の任意組合と、商法上の匿名組合であっても、同一の種類とみなされるのか。	
38	「同一の種類」とは、例えば、ファンドの分配の内容や運用期間が異なるものであっても、同一の種類とみなされるのか。	
39	募集総額及び個々の投資家の払込額の計算に当たっては、1年以内に同一の発行者により行われた同一の種類の有価証券について合算することになるが、これは、第二種金商業者が行う電子募集取扱業務についても同様に合算の対象にされると理解してよいか。	
40	改正金商業等府令第16条の3第1項第3号の「並行して行われた場合」とは、募集期間が完全に一致し	「並行して行われた場合」とは、第一種・第二種少額電子募集取扱業者において取り扱う

	ていなくても良く、募集期間が重なる時期があれば該当するとの理解でよいか。	募集又は私募と申込期間が一部でも重なって募集又は私募が行われた場合をいいます。なお、貴見を踏まえ、趣旨の明確化のため、改正金商業等府令第16条の3第1項の規定を修正しております。
41	「並行して」とは、募集又は私募の取扱期間（申込期間）が重なっている場合と考えればよいか。あるいは、重なっていても、一定期間以内に行われていれば、『並行して』と判定されると考えてよいか。	
42	改正金商業等府令第16条の3第1項の考え方について、同一発行者が甲ファンド（払込金額5,000万円）と乙ファンド（4,000万円）を並行して募集するにあたり、過去1年以内のファンドにおいて5,000万円の出資を集めていた場合、甲ファンドの募集又は私募の取扱いは同項第2号において通算発行価額が1億円となるため、第二種少額電子募集取扱業務に該当しない一方、乙ファンドは同号における通算発行価額が9,000万円、同項第3号における通算発行価額も9,000万円となり、改正金商法施行令第15条の10の3の要件を満たすので、第二種少額電子募集取扱業務に該当するとの理解でよいか。	発行価額の総額に関する「募集又は私募を開始する日前1年以内」とは、募集又は私募を開始する日の前日を起算日とし、過去1年以内に前の募集又は私募の払込期日又は受渡期日が到来したもの及び過去1年以内に前の募集又は私募を開始したものをいいます。 募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券の発行価額の総額を合算した額が一億円以上となる場合には、第一種・第二種少額電子募集取扱業務の要件を満たさないものと考えます。貴見を踏まえ、改正金商業等府令第16条の3第1項の規定を修正しております。 なお、個別払込額については、過去1年以内の顧客の個別払込額（払込期日の到来していない場合の応募額を含む。）を通算することとなります。通算の方法を明確化するため、改正金商業等府令第16条の3第2項の規定を修正しております。
43	改正金商業等府令第16条の3第2項第4号として「同一の種類の有価証券で二組以上の募集又は私募が同一の発行者により並行して行われ、かつ当該有価証券の募集又は私募を開始する日前1年以内に同一の発行者により当該有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は私募が行われた場合において、これらの募集又は私募に係る有価証券に対する個別払込額を合算する方法」を付加すべきである。	
44	「募集又は私募を開始する日前1年以内」とは、前の募集又は私募の取扱期間（申込期間）が、1年以内の日に重なっていると考えればよいか。	
45	個別払込額の合算については、実際の顧客の払込日で判定すればよいか。	
46	発行総額1億円未満及び取得する者の払い込む額が50万円以下とされているが、例えば、匿名組合契約において、払込金額から手数料等を差し引くことが明記されているような場合には、実際にファンドに支払われる金額で判定すればよいか。	実際に発行体に支払われる金額とは別に金融商品取引業者が投資家から手数料等を受領する場合、発行価額の総額についても、取得者の払込額についても、手数料等は含めず、実際に発行体に支払われる金額で判定することとなります。
47	顧客の払込があった後、8日以内に改正金商業等府令第70条の2第2項第6号（パブコメ案同項第5号）に規定される申込の撤回又は申込みに係る発行者との間の契約の解除が行われた場合には、個別払込	貴見のとおりです。

	額の合算の算定からは除外してよいか。	
48	一人の投資者に募集又は私募の取扱いができる件数や金額に、上限を設けることを検討すべきである。	投資者一人当たりの投資件数や投資金額については上限は設けられていませんが、有価証券の募集等ごとにその個別払込額が制限されている（改正金商業等府令第16条の3第2項）ほか、適合性の原則に照らして投資者一人当たりの投資件数や投資金額について適切に判断することが求められることとなります。
49	例えば、年収200万円の若年層、非正規雇用者等を考えてみると、50万円は収入の25%に上り、過大な投資となる。例えば、契約金額の上限は施行令第の通り50万円以下とし、低収入の人たちを保護するために、さらに、収入の5%かどちらか少ない方の金額等の制限を付加する必要があるのではないか。	また、第一種・第二種少額電子募集取扱業者は契約締結前交付書面及びウェブサイト上での情報提供においてリスク事項を説明することが求められており、更に金融商品取引業協会の自主規制規則案においては、顧客が取得する有価証券の価値が消失する等、その価値が大きく失われるリスクがあることなどのリスク事項を契約締結前交付書面及びウェブサイト上での情報提供の対象とすることとされています。
50	「少額」の要件について、取得者の払込額を50万円以下と定めたことは適切と考えるが、出資者として富裕層だけでなく普通の個人も想定されていることに鑑みると、1人当りの年間の払込額についても50万円以下という制限を加えることが必要と考える。	
▼金融商品取引業者等の業務管理体制整備義務		
▼改正金商業等府令第70条の2全般		
51	登録申請時には、審査項目の一つとして、業務管理体制の整備義務（改正金商法第35条の3及び改正金商業等府令第70条の2第1項及び第2項各号）が充足されているかを審査されるとの理解でよいか。	改正金商業等府令第70条の2に規定する要件を具備した業務管理体制を整備していないことは、登録拒否要件となります（改正金商法第29条の4第1項第1号へ、第33条の5第1項第5号）。
52	登録後、業者の業務運営において、業務管理体制の整備義務（改正金商法第35条の3並びに改正金商業等府令第70条の2第1項及び第2項各号）の一部に不備が認められたとしても、一律に登録拒否要件（同法第29条の4第1項第1号へ）に該当するものではなく、当該不備の軽重等によって同号へに該当するか否かが判断されるとの理解でよいか。	上記の業務管理体制の内容については、監督指針において留意点等を規定しており、業務管理体制が整備されていない場合には、その態様に応じて、登録取消しも含めた行政処分を通じて金融商品取引業者等の業務の適正化が図られることとなります。
53	改正金商業等府令第70条の2第1項及び第2項各号に規定する業務管理体制の整備に関する事項について、その内容をより具体的に規定するとともに、これらの事項について業務管理体制の整備が実際に行われていることをチェックする仕組みを構築するべきである。	なお、改正金商業等府令第70条の2第1項及び第2項の規定については修正を行っていません。
54	改正金商業等府令第70条の2第1項第6号（パブコメ案）を維持する場合には、具体的な適用場面をパブリックコメントに対する回答や検査マニュアル等で明らかにしてほしい。	ご指摘の規定については、改正しないことといたしました。

55	<p>改正金商法35条の3の規定は「金融商品取引業・・・を適確に遂行するため」となっており、かかる文言からすれば「金融商品取引業・・・を適確に遂行」することは目的と位置付けられていて、その目的達成の手段として「社内規則」及び「研修」が必要になるものと理解している。一方で、改正金商業等府令第70条の2第1項第1号（パブコメ案）では、「金融商品取引業等を適確に遂行するための社内規則等を整備し」とあるが、「遂行するための社内規則」を策定する必要があるように読める。上述の目的の達成のために社内規則や研修が必要であるなら、「金融商品取引業等を適確に遂行するために、社内規則等を整備し」とするべきと考える。</p>	<p>改正金商業等府令第70条の2第1項の規定は、金融商品取引業者等が金融商品取引業等を適確に遂行するための手段として、社内規則等を整備し、当該社内規則等を遵守するための措置をとることを求めています。</p>
56	<p>ホームページ又は電子メールの方法により、みなし有価証券（例えば競走馬ファンド）の自己募集を行う場合は、改正金商業等府令第70条の2第2項第1号及び第2号（パブコメ案同条第1項第5号及び第2項第1号）の規定の適用を受けるものの、同項第3号から第8号まで（パブコメ案同項第2号から第7号まで）の規定の適用は受けないと考えてよいか。</p>	<p>組合型ファンドや信託受益権などのみなし有価証券の自己募集を行う場合は、改正金商業等府令第70条の2第2項第1号及び第2号の規定が適用されますが、同項第3号から第8号までの規定は適用されません。</p>
57	<p>改正金商法施行令第15条の4の2第7号に掲げる出資総額のうち50%超を第三者への金銭の貸付事業に充てる集団投資スキームの持分（ファンド持分）の自己募集・自己私募をウェブサイト等を利用して業として行う者は、改正金商業等府令第70条の2第2項の適用はないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
▼改正金商業等府令第70条の2第2項第2号（パブコメ案同項第1号）		
58	<p>改正金商業等府令第70条の2第2項第2号（パブコメ案同項第1号）の対象が第一種・第二種少額電子募集取扱業者に限定されていないため、第一種・第二種少額電子募集取扱業者以外の者についても、同号に基づきウェブサイトにおいて情報を公衆の閲覧に供するための措置を講じる体制が必要という理解でよいか。</p>	<p>電子募集取扱業務を行う者及び電子的な方法で組合型ファンドや信託受益権などのみなし有価証券の自己募集を行う者については、改正金商業等府令第70条の2第2項第2号に基づく措置を講じる必要があります。</p>
▼改正金商業等府令第70条の2第2項第3号（パブコメ案同項第2号）		
59	<p>電子募集取扱業務を行う者等の体制整備を求め改正金商業等府令第70条の2第2項の定めに賛成する。特に、同項第3号（パブコメ案同項第2号）において、発行者の審査を求める定めは、政府案が維持されるべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。 ご意見も踏まえ、原案を維持することといたしました。</p>

60	<p>発行者の財務状況、事業計画等の審査については、ガイドラインを定めるなどの方法により、その内容を具体化すべきである。</p>	<p>審査内容は発行者の財務状況や事業内容などに応じて多様なものとなることが想定されることから、法令やガイドラインにおいて規定することとはしてはおりませんが、各金融商品取引業者等において、金融商品取引業協会の自主規制規則なども踏まえつつ、取り扱う有価証券の内容に応じて、適切な審査が行われる必要があります。</p>
61	<p>デューデリジェンスの実施について具体的な内容を規定し、その実施を金商業者に対して義務づけることは、単に協会の自主規制規則に委ねるだけでなく直接に法令によって規定されるべきである。</p>	
62	<p>改正金商業等府令第70条の2第2項第3号（パブコメ案同項第2号）に関して、電子申込型電子募集取扱業務を行う者以外のファンドの募集等の取扱いを行う業者に対してはいわゆるデューデリジェンス義務を負わないのはアンバランスではないか。電子申込型電子募集取扱業務を行う者以外に対してもデューデリジェンス義務を負う旨規定を改正すべきである。</p>	<p>改正金商業等府令第70条の2第2項第3号は、電子申込型電子募集取扱業務が、インターネットを通じて手軽に多数の者から資金を調達できる仕組みであることから、詐欺的な行為に悪用されることのないよう、金融商品取引業者等に対して、ファンドの発行者に対して審査を行うための業務管理体制の整備を求めるものです。</p>
63	<p>「事業計画」と「資金使途」について、例えば以下のような場合、電子申込型電子募集取扱業務等として取り扱ってもよいか（改正金商業等府令第70条の2第2項第3号（パブコメ案同項第2号）の内容は、同令第83条第1項第6号ホに基づき契約締結前交付書面において記載されることから、募集又は私募の取扱いを行う金商業者として本号の規定に基づく手続きを経たうえで記載されているということであれば問題ないと考えてよいか。）</p> <p>イ） 当該事業が赤字事業であって、当該出資によっても事業の黒字化の可能性が低いとみられる場合</p> <p>ロ） 当該募集に係る資金の全部または一部が当該事業の既存の債務の返済に充てられる見込みである場合</p>	<p>金融商品取引業者等において、発行者の事業計画や資金使途等に照らして、電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることが適当であるか否かの審査を行う必要があります（改正金商業等府令第70条の2第2項第3号）。審査の結果、どのような場合に電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることが適切であるかという点は、個別具体的に判断すべきものであり、契約締結前交付書面において審査内容を記載していれば問題ないというものではありません。</p>
64	<p>金商法第40条の3を維持しつつ、有価証券の発行者及びその事業の実在性等の審査を行うための態勢が要求されている点からすると、審査の内容として、事業計画の実在性、妥当性等の審査は行うものの、ファンド規約どおりに分別管理がなされているか否かまでの審査は行う必要がないという理解でよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、発行される有価証券に関し、改正金商業等府令第70条の2第2項第3号に基づき、金商法第40条の3及び第40条の3の2の規定の趣旨を踏まえて、ファンドの分別管理が行われているかどうかも含め適切な審査を行う必要があると考えます。</p>
<p>▼改正金商業等府令第70条の2第2項第4号（パブコメ案同項第3号）</p>		
65	<p>「申込期間」について、匿名組合契約などで、あらかじめ申込期間の延長があり得ることが記載されている場合には、期間が延長された後の申込期間</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

	も含まれると考えてよいか。	
▼改正金商業等府令第70条の2第2項第6号（パブコメ案同項第5号）		
66	改正金商業等府令第70条の2第2項第6号（パブコメ案同項第5号）の規定は、発行者と顧客との出資契約や約款等において、契約の解除が出来る旨の条件が付されていることが想定されており、金商業者は、当該条件が付されていることを確認することが求められているとの理解でよいか。	金融商品取引業者等は、電子申込型電子募集取扱業務等に係る有価証券の取得の申込みについて、投資者が申込みの撤回や契約の解除を行うことができることとなっていることを確認する必要があります。
67	金商法第37条の6を受けた金商法施行令第16条の3は「金融商品取引契約」について投資顧問契約のみを対象としており、改正金商業等府令第70条の2第2項第6号（パブコメ案同項第5号）の有価証券の取得の申込みは「金融商品取引契約」に該当しないと考えられるが、同号は電子申込型電子募集取扱業務に係る有価証券の取得の申込みについては特別に申込みの撤回又は契約の解除が認められるという趣旨と理解してよいか。	
68	改正金商業等府令第70条の2第2項第6号（パブコメ案同項第5号）の規定は電子申込型電子募集取扱業務等に係る申込についてのみ適用されるもので、それ以外の業務については適用がないという理解でよいか。	
69	クーリングオフ制度が実質的に導入されたことは高く評価します。	ご意見を踏まえ、原案を維持することといたします。
70	改正金商業等府令第70条の2第2項第6号（パブコメ案同項第5号）に掲げる「有価証券の取得の申込みをした日」とは、顧客（投資者）が、電子募集取扱業務を行う第二種金融商品取引業者が運営するウェブサイト上の申込み画面にて、集団投資スキーム持分の取得に係る意思表示を行った日が「有価証券の取得の申込みをした日」に当たるとの理解でよいか。	基本的に貴見のとおりとなると考えられますが、各金融商品取引業者等の定める一連の契約の手續に応じて、個別具体的に判断することとなります。
▼改正金商業等府令第70条の2第2項第7号（パブコメ案同項第6号）		
71	改正金商業等府令第70条の2第2項第7号（パブコメ案同項第6号）において、電子申込型電子募集取扱業務等で株式を取り扱う場合又は第一種少額電子募集取扱業者の場合、電子申込型電子募集取扱業務等を行う者が発行者に対し「発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供すること」を確保するとはどのようなことを想定しているか。 また、発行者が顧客に対して行う情報提供とは、	電子申込型電子募集取扱業務等で取り扱う株式について、発行者が顧客に対して行う情報提供とは、発行者の事業状況・財務状況を記載した書面（例えば会社法上の事業報告や計算書類）の送付、発行者のホームページでの開示、発行者自身が株主に対して説明会を開くなど、発行者が株主である顧客に対して直接的に、又は金融商品取引業者等を介して間接的に情報提供することを想定しています。

	<p>例えば発行者の事業状況・財務状況を記載した書面を送付、発行者のホームページで開示したり、発行者自身が株主に対して説明会を開くなど、発行者が直接株主である顧客に対して情報提供するという理解でよいか。</p> <p>また、電子申込型電子募集取扱業務等を行う者は一度「発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供すること」を確保すればよいか。</p>	<p>なお、日本証券業協会の自主規制規則案においては、発行者との間で契約を締結するとともに、当該契約に基づいて当該発行者により情報の提供がなされていることを確認することが義務づけられることとされています。</p>
72	<p>応募代金の払込み後の発行者の顧客に対する情報提供を確保するための措置（改正金商業等府令第70条の2第2項第7号（パブコメ案同項第6号））としては、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲載することを求めるべきである。</p>	<p>発行者の顧客に対する情報提供の方法としては、金融商品取引業者等のウェブサイト上において情報を掲載するという方法のほか、電子メールや郵送などの方法も考えられることから、このように規定しています。</p>
▼改正金商業等府令第70条の2第2項第8号（パブコメ案同項第7号）		
73	<p>発行価額の総額の確認のための措置としては、第二種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該要件を満たしていることを確認すれば足りるのか。</p> <p>個別払込額の確認のための措置としては、当該第二種少額電子募集取扱業者が事業者から顧客情報を取得するなどの方法で直接確認をすることが必要か。</p>	<p>発行価額の総額の確認のための措置としては、例えば、計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングなどを行うことにより確認することが考えられます。個別払込額の確認のための措置として、発行者から顧客情報の提供を受けることは必ずしも必要ではないと考えますが、そのような方法で少額要件を確認する場合には、あらかじめ匿名組合契約等に規定するとともに、顧客への説明を行うなど、個人情報への適切な取扱いが必要と考えられます。</p>
▼改正金商業等府令第70条の2第3項（パブコメ案同条第7項）		
74	<p>電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と同じ有価証券について、第二種業者が開催する説明会（顧客が当該会場に出向くもの）において、勧誘を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業務等に含まれると解してよいか。</p>	<p>同一のファンドの募集・私募の取扱いにおいて、一部を電子申込型電子募集取扱業務で行う場合、あわせて行うその他の業務（当該ファンドについて対面で販売を行う場合など）についても、「電子申込型電子募集取扱業務等」に該当します。</p>
75	<p>同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務（訪問、電話営業など）として行うことは可能か。</p>	<p>なお、第一種・第二種少額電子募集取扱業者は、電子募集取扱業務以外に金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行うことはできません。</p>
76	<p>改正金商業等府令第70条の2第3項（パブコメ案同条第7項）の「これらの業務において取り扱う有価証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」について、「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業</p>	

	務」において取扱う有価証券に関しては、電子募集取扱業務以外に「法第二条第八項第九号に掲げる行為」としてどのような行為を想定しているのか。	
77	改正金商業等府令第70条の2第3項第2号（パブコメ案同条第7項第2号）に掲げる申込みの方法には、例えば、顧客が申し込もうとする集団投資スキーム持分（ファンド持分）に関する事項（ファンドの申込内容）を記載した電子メールを、電子募集取扱業務を行う第二種金融商品取引業者宛に送信（当該電子メールに申込書類等の電子ファイルを添付して送信する場合を含む。）する方法はこれに含まれるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
78	募集・私募の取扱いに関するファンドの情報はホームページ又はEメールを通じて入手し、購入申込は電子情報処理組織ではなく書面又は電話で行う場合には、電子申込型電子募集取扱業務に該当しないという理解でよいか。また、書面の場合だが、書面を郵送するのではなくPDF化してEメールで行う場合、書面による購入申込にはあらず電子申込型電子募集取扱業務に該当するという理解でよいか。	貴見のとおりです。
79	改正金商業等府令第70条の2第3項（パブコメ案同条第7項）の「これらの業務において取り扱う有価証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」について、「これらの業務」とは、「電子申込型電子募集取扱業務」と「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務」の両方を指しているとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
▼契約締結前交付書面の記載事項等		
▼改正金商業等府令第83条第1項第6号等		
80	改正金商業等府令第83条第1項第6号口の「目標募集額」は、特に目標募集額が定められず、募集期間中に申し込みのあった金額全額が出資に充てられる場合には、記載しなくても良いのか。	目標募集額に達しなくとも出資が実行される場合であっても、電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合には、金融商品取引業者等において事業計画に照らして適当な目標募集額であることを確認する必要がある、目標募集額を設定する必要があります。
81	改正金商業等府令第83条第1項第6号トで定める「当該有価証券の取得に関し、売買の機会に関する事項」とは、具体的にはどういう記載を想定しているのか。例えば、未公開株については流動性が乏しいため、取得後の売買の機会が少ない旨を記載する	有価証券の流動性が乏しく、取得後の売買の機会が少ない場合にはその内容を記載することを想定しています。

	といった対応を想定しているのか。	
82	改正金商業等府令第146条の2において、表示を求める同令第83条第1項第6号トの「顧客の注意を喚起すべき事項」の具体的内容として、非上場株式及びファンドの投資商品としての特性及びリスクの具体的内容を金商業等府令又は監督指針において定めるべきである。	電子募集取扱業務の対象となる有価証券の内容により、金融商品のリスクが異なることが想定されることから、現時点で「顧客の注意を喚起すべき事項」の具体的内容を定めることとはしませんが、「顧客の注意を喚起すべき事項」に該当するようリスク事項等については、具体的に、契約締結前交付書面の記載事項とし、ウェブサイト上において情報提供を行う必要があります。
83	金融商品取引業者は、電子募集取扱業務において有価証券の取得の申込みを受ける前に、投資者が金商法第37条の3第1項第5号、金商業等府令第82条第3号及び第5号並びに第83条第1項第6号トに定める事項について理解していることを確認すべき旨の定めを、金商業等府令第146条の2の第5項として置くべきである。	監督指針Ⅲ-2-3-4(1)④は、金融商品取引をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより、金商業等府令第117条第1項第1号に規定する「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」を行ったものと考えられるとしています。
▼協会非加入の表示義務		
84	今般提案されている、協会に加入していない旨（非加入である旨）の表示をすべきとの条項は、(1)金商法の明文規定に沿って、協会に加入しない自由があることを前提とするものであること、(2)加入していない旨（非加入である旨）の表示を求めることにより協会への加入を事実上義務付けようとの意図に基づくものでないことを確認したい。	今般の改正は、協会への加入を義務づけるものではありません。なお、広告及び標識において協会に非加入である旨の表示をすることについて改正しないことといたしました。
85	第一種金融商品取引業と投資助言・代理業の登録を受けている業者であって、日本証券業協会には加入しているが、日本投資顧問業協会には加入していない業者の場合、第一種金融商品取引業に係る金融商品取引契約についての広告や契約締結前交付書面には日本投資顧問業協会に加入していない旨の記載は不要で、投資助言・代理業に係る金融商品取引契約についての広告や契約締結前交付書面にのみ、日本投資顧問業協会に加入していない旨の記載をすればよいとの考えでよいか。	契約締結前交付書面については、これまでも協会への加入の有無及び加入している協会の名称の記載が義務づけられていた（金商業等府令第82条第14号）ところ、複数の業種を行っている場合に、契約締結前交付書面に係る金融商品取引業務についての協会に加入していない場合の表示が義務づけられていなかったことから、これを義務づけることとしたものです。 なお、金融商品取引業者等が行う業務を所管する協会に加入していない場合にのみ当該協会に非加入の旨を契約締結前交付書面に記載すればよい旨を明確にするため、改正金商業等府令第82条第14号を修正しております。例えば、第一種金融商品取引業と第二種金融商品取
86	第一種金融商品取引業と第二種金融商品取引業を営む金融商品取引業者等が日本証券業協会の会員である場合であって、一般社団法人第二種金融商品取引業協会の会員でないとき、当該金融商品取引	

	<p>業者等は、未加入協会が対象としている業務（即ち、一般社団法人第二種金融商品取引業協会であれば第二種金融商品取引業）に係る広告等及び契約締結前交付書面についてのみ、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に未加入である旨記載すれば良いとの理解でよいか。即ち、例えば、投資信託に係る広告等及び契約締結前交付書面について、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に未加入である旨の記載は求められないとの理解でよいか。</p>	<p>引業を行う金融商品取引業者等が、日本証券業協会の会員であるものの第二種金融商品取引業協会の会員でない場合、当該金融商品取引業者等は、第二種金融商品取引業に係る契約締結前交付書面においてのみ、第二種金融商品取引業協会に非加入である旨を記載する必要があります。</p> <p>また、広告及び標識において協会に非加入である旨の表示をすることについて改正しないことといたしました。</p>
87	<p>改正金商業等府令第76条第3号、第82条第15号及び別紙様式第10号注意事項3後段（パブコメ案）は削除すべき。</p>	
88	<p>平成26年の金商法の改正では協会への加入促進として登録拒否要件が追加され、金融商品取引業協会に加入していない場合には、協会規則に準ずる社内規則の作成等が求められることになっているが、この改正は投資助言代理業には適用されていない。改正金商業等府令においては、金商業者等全般を対象として、広告、契約締結前交付書面及び標識に協会非加入である旨の表示を義務付けているが、協会非加入の場合に体制整備が求められていない投資助言代理業者にまで、これらの義務を求める必要はないのではないかと。</p>	
89	<p>改正金商業等府令第76条及び第82条（パブコメ案）において「当該金融商品取引業者等が金融商品取引業協会に加入していない場合にあっては、その旨」を記載することや別紙様式第11号（パブコメ案）において標識に金融商品取引業協会「非加入」を表示することが追加されたが、法令を遵守して業務を運営する登録金融機関にも一律に適用する必要はないのではないかと。</p>	
90	<p>広告等に関して、2以上の金融商品取引業を営んでいる場合、1の金融商品取引業協会にのみ加入している場合は、当該金融商品取引業協会に加入していることのみを表示することでもよいか。</p>	
91	<p>国土交通大臣もしくは都道府県知事の免許を有する宅地建物取引業者である第二種金融商品取引業者は、第二種金融商品取引業協会非加入との表示を強制されない等の措置を講じてほしい。</p>	
92	<p>改正金商業等府令第76条第3項、第82条第15項及び別紙様式第10号（パブコメ案）の規定については、宅地建物取引業免許を有する者は宅地建物取引業</p>	

	法の規制を受け業務を行っていることから、宅地建物取引業者については、上記規定の適用を除外してほしい。	
93	第一種少額電子募集取扱業務と第二種金融商品取引業を行う者として登録を受けた者が標識を掲示する場合、標識に記載する金融商品取引業の記載は、「第一種少額電子募集取扱業、第二種金融商品取引業」と記載するのか、それとも「第二種金融商品取引業」のみの記載で良いのか。また、第一種少額電子募集取扱業のために日本証券業協会に加入した場合、標識に記載する加入協会として日本証券業協会も記載するという理解でよいか。	第一種少額電子募集取扱業務と第二種金融商品取引業を行う者として登録を受けた者の場合には「第一種少額電子募集取扱業務、第二種金融商品取引業」と表示することとなります。この点を明確にするため、改正金商業等府令別紙様式第10号を修正しております。また、日本証券業協会も加入協会として記載する必要があります。
▼協会非加入の場合の社内規則の提出		
94	第二種金融商品取引業協会においては、賛助会員を設けているが、当該会員は金融商品取引法上の認定金融商品取引業協会の会員に該当しないことから、賛助会員においては、社内規則において協会規則等に準ずる社内規則の整備を行う必要が生じるのか。	貴見のとおりです。
95	投資運用業として金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を行う投資信託委託会社が、自社設立の投資信託の受益証券の自己募集又は自己私募（第二種金融商品取引業として行う金商法第2条第8項第7号に掲げる行為）のほかに第二種金融商品取引業として金融商品取引行為を行わない場合、投資信託協会に加入していれば、第二種金融商品取引業協会に加入していなくとも、社内規則を登録申請書の添付書類とする必要はないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
96	新たに金融商品取引業の登録を受けようとする者が協会に加入しない場合に整備すべき社内規則とは何かを具体的に明らかにすべきである。	協会に加入しない場合に作成する社内規則は、協会の定款その他の規則に準ずる内容のものである必要があります。
97	新たに登録申請の際に追加された提出書類については、既に登録を受けている金融商品取引業者については適用がないという理解でよいか。	既に金融商品取引業者としての登録を受けて当該業務を行っている場合には、登録申請時に必要な書類として提出することとなる登録申請者が行う業務に関する社内規則の提出は改めては求められませんが、社内規則等の整備及び遵守するための措置がとられる必要があります（改正金商業等府令第70条の2第1項）。 なお、社内規則の整備状況等については、今後の検査・監督において検証していくことといたします。
▼帳簿書類		

98	帳簿書類の国内での保存等を求める改正金商業等府令第157条第3項及び第181条第4項に賛成する。	ご意見ありがとうございました。
99	帳簿書類について、発行者の財務状況等の審査に関する記録及び電子募集取扱業務において投資者に表示される事項を記載した書面の作成・保存を求める改正金商業等府令第157条第1項第18号及び第181条第1項第5号に賛成する。ただし、各「口」の定めにおいて「…事項を記載した書面」との定めは、「…事項が記載されたものとして電子募集取扱業務の相手方に表示された映像面の記録」とすべきである。	貴見を踏まえ、改正金商業等府令第157条1項18号口及び第181条第1項第5号口の規定を修正しております。
100	金商業等府令第157条第1項第18号及び第181条第1項第5号の書類の保存期間は、10年とすべきである。	有価証券の発行者に対する審査に係る記録については、保存期間を10年とするよう、改正金商業等府令第157条第2項、第181条第3項及び第184条第2項の規定を修正しております。なお、ウェブサイト上での情報提供の記録については、契約締結前交付書面の写しの保存期間を参考に5年としております。
101	金商業等府令第157条第1項第18号及び第181条第1項第5号の書面については、投資者による閲覧謄写を認める定めを、金商業等府令第157条第4項及び第181条第5項として設けるべきである。	有価証券の発行者に対する審査に係る記録については、発行者の営業秘密や個人情報等が含まれることが想定されるため、投資者による閲覧謄写権限を認めることについては、慎重に検討する必要があると考えます。また、ウェブサイト上での情報提供の記録についても、契約締結前交付書面により投資者に交付される情報であるため、改めて投資者による閲覧謄写権限を認めることについては、慎重に検討する必要があると考えます。
102	金融商品取引業等に関する内閣府令第157条第1項第18号口に関して、契約締結前交付書面のひな形において同第146条の2第3項に規定する事項が全て網羅されていたならば、当該ひな形を同第157条第1項第18号口に掲げる書面として保存することで足りるか。	帳簿書類として保存すべきものは、実際にウェブサイト上で情報提供したものです。なお、帳簿書類としてウェブサイト上での情報提供に係る電子計算機の映像面に表示されたものの記録を保存することとするよう規定を修正しております。
103	改正金商業等府令第157条第3項ただし書において、法定帳簿が外国に設けた営業所又は事務所において作成された場合でも、一定の要件を満たせば国内保存の義務が免除されているが、ここでいう「外国に設けた営業所又は事務所」は、当該金融商品取引業者の外国の営業所又は事務所に限られず、当該金融取引業者の外国にある親法人又は子法人も含まれると理解してよいか。また、「当該帳簿書類が	帳簿書類は金融商品取引業者自らが作成することを求められているもの（金商法第46条の2）であり、改正金商業等府令第157条第3項に規定する「外国に設けた営業所又は事務所」には、当該金融商品取引業者の親法人又は子法人が外国に設けた営業所又は事務所は含まれないものと考えられます。 後段については貴見のとおりです。

	電磁的記録をもって作成」とあるのは、監督指針Ⅲ-3-3-(6) ①の「手書きにより作成された帳簿書類については、画像データとして保存する」ことも含まれると理解してよいか。	
▼その他		
104	電子募集取扱業務を行う場合には変更登録の申請が必要であるが、改正金商業等府令第8条第10号において、『電子募集取扱業務（法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（改正金商法施行令第15条の4の2に規定するものを除く。）について行うものに限る。以下同じ。）』と規定されていることから、上記の商品について電子募集取扱業務を行う場合のみに変更登録が必要ということによいか。また、同令第79条第2項第3号の「電子申込型電子募集取扱業務等」も同じと考えてよいか。	貴見のとおりです。
105	現在は協会に入会すると、加入する金融商品取引業協会の名称を記載した変更登録申請書を提出することとなっているが、これに加えて、改正金商業等府令第199条第11号（パブコメ案）の規定に基づき、届出を行う必要があるという理解で良いか。	貴見を踏まえ、改正金商業等府令第199条第11号及び第200条第2号（パブコメ案）は改正しないことといたしました。
106	クラウドファンディング業者に関する業務管理体制に不備があり、その改善を求められている間は、当該業者はクラウドファンディング業務を行うことができないものとすべきである。	金融商品取引業者において、業務管理体制に不備があると認められる場合には、登録の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることが可能となっています（金商法第52条第1項第1号）。
107	金商業等府令等改正令附則第4条において経過措置が設けられているが、この経過措置は改正府令の施行の日から起算して6ヶ月を経過する日までの間における改正金商業等府令第82条（契約締結前交付書面の共通記載事項）の規定の適用に関する経過措置であって、改正金商法の施行の時点で金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者のための金融商品取引業協会の加入に係る経過措置（移行期間）を設けた（又は含めた）ものではないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
●二条定義府令		
▼電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合の金銭の預託		
108	改正二条定義府令第16条第1項第14号の2の「当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。」の考え方として、個々のファンド名義を記した口座でなければならないのか、それとも「ファ	顧客から預託を受ける金銭と自己の固有財産とを分別して管理することを求めているものですので、個々のファンドごとの信託口座である必要はありません。

	<p>ンドロ」「顧客口」のように業者の固有口座との区別がつく表示であれば足りるのか教えてほしい。また、預託を受けるにあたり、個々のファンド毎に信託口座を設ける必要があるのか、「ファンド口」「顧客口」などの口座で複数のファンドの金銭の預託を受けることも可能なのか教えてほしい。</p>	
109	<p>金商業等府令第7条第9号に規定する「特定有価証券等管理行為」として、新たに改正二条定義府令第16条第1項第14号の2に掲げる行為が追加されているが、当該行為については、信託銀行の選定、業務内容・契約条件等の交渉、契約の締結等に要する相当の期間を考慮して、経過措置を設けてほしい。</p>	<p>責見を踏まえ、信託を利用した分別管理義務について、3ヶ月の経過措置を設けることとしております。</p>
110	<p>改正二条定義府令第16条第1項第14号の2の新設は、電子申込型電子募集取扱業務の場合に限り、有価証券の私募の取扱いに関して顧客から金銭の預託を受ける行為が金融商品取引業から除外されるための条件に限定を加えたものと思うが、このような限定を加えた理由はなにか。また、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2が定める信託は投資家を受益者にすることが求められておらず、法的には倒産隔離がなされていない専用預金口座と同様であり、分別管理の方法を信託に限定する必要はないように思われる。</p>	<p>電子申込型電子募集取扱業務がインターネットを通じて手軽に多数の者から資金を集めることのできる仕組みであることに鑑み、第二種金融商品取引業者が電子申込型電子募集取扱業務を行う場合は、顧客から金銭の預託を受ける場合においてはより確実に顧客が預託した資産を管理することが求められるとの観点から、顧客が預託した金銭について倒産隔離等の顧客保護を図るため、預託を受ける場合の方法としては信託を利用する方法としています。ご指摘を踏まえ、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2の規定を修正し、金融商品取引業者からの倒産隔離が求められることを明確化しました。</p> <p>加えて、顧客からの金銭受領後の信託口座への入金取扱いを明確化するため、第一種金融商品取引業における顧客分別金信託と同様に、少なくとも週に一日定める基準日から3営業日以内に当該払込金を改正二条定義府令第16条第1項第14号の2口に定める信託口座に移すこととするよう、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2の規定を修正しております。</p> <p>なお、投資家保護の観点から、顧客の金銭の預託を受けるにあたっての資本金要件（5,000万円）は緩和しておりません。</p>
111	<p>第二種少額電子募集取扱業者が出資金の預り行為を行うには、資本金が5,000万円以上の法人に限られている。しかし、第一種少額電子募集取扱業者が1,000万円の資本金で預り行為が出来ることとアンバランスであると考えられること、預り行為をするために5,000万円以上の資本金を要請すると、規制緩和の観点から第二種少額電子募集取扱業者の登録要件として資本金（ないし営業保証金）を1,000万円から500万円に引き下げた意義が薄れてしまう懸念があること、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2では信託の利用が義務付けられていることなどからすると、同号の対象となる金融商品取引業者の資本金の要件について同項第14号よりも緩和しても良いのではないかと。</p>	
112	<p>投資型クラウドファンディングにおいて勧誘を行う金融商品取引業者が投資家の払込金を受領する場合、当該払込金を一旦自らの銀行口座（専用預金口座に限られない）において保管したうえで、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2に定める元</p>	

	本補てん付信託の受託者の信託口座へ入金することが想定される。このような取扱いが許容され、投資家に直接信託口座への入金を求める必要がないことを確認したい。	
113	改正二条定義府令第16条第1項第14号の2が定める信託で保全がなされるまでの間に専用預金口座で一時的に出資金を保存した場合、同号に定める分別管理がなされていないということになるのか。	
114	金商法42条の4に規定する方法に準じた方法による分別管理を行っている場合につき同法43条の2の適用を除外する明確な規定は存在しておらず、今回、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2を新設するにあたり、この問題は解決していないように思われる。	改正二条定義府令第16条第1項第14号及び第14号の2に掲げる行為は、金融商品取引業から除外されるものであるため、金商法第43条の2の適用を受けるものではありません。
115	第一種少額電子募集取扱業務と第二種少額電子募集取扱業務を行う者として登録を受けた者が、電子募集取扱業務として集団投資スキーム持分の募集・私募の取扱いを行う場合には、第一種少額電子募集取扱業務として金銭の預託を受けることが可能という理解でよいか。それとも第二種少額電子募集取扱業務について顧客から金銭の預託を受ける場合にあっては、別途、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。	第一種少額電子募集取扱業務と第二種少額電子募集取扱業務を行う者として登録を受けた者が、第二種少額電子募集取扱業務について顧客から金銭の預託を受ける場合には、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2の要件を充たす必要があります。
●企業開示府令、外国債開示府令、特定有価証券開示府令		
▼訂正目論見書の交付要件		
116	改正企業開示府令第14条の2第1項第3号で規定する投資家に通知する項目のうち、「払込金額」とは「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」を示しているという理解でよいか。	「払込金額」とは、通知の相手方が払い込む金額、すなわち、有価証券の発行価格又は売出価格に当該相手方が買い受ける有価証券の数量を乗じた金額を意味しています。
117	発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対し通知する「払込金額」とは、投資家が証券会社に対し払い込む金額(発行価格×数量又は売出価格×数量)という理解でよいか。	
118	「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支払われる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。	
119	投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説明が実施されていけばよいか。	発行価格、利率又は売出価格及び払込金額は、有価証券の募集又は売出しによる取得又は売付けまでの間に相手方に通知されていけば足りると思われれます。

120	<p>インターネット取引において抽選による配分を行う場合、投資家への通知は、以下のとおり行うこととしてよいか。</p> <p>①当選者に対しては、注文画面上に「発行価格、利率又は売出価格及び払込金額」を表示する。</p> <p>②当選者の購入辞退に伴う再抽選申込者に対しては、注文画面上に「発行価格、利率又は売出価格及び払込金額の最大額(発行価格×再抽選申込み数量又は売出価格×再抽選申込み数量)」を表示する。</p>	<p>相手方が最終的な注文の意思表示をする前にご意見のような表示がなされるのであれば、そのような方法による通知も許容されると考えられます。</p>
121	<p>「その相手方に対し、発行価格、利率又は売出価格及び払込金額を電話その他の方法により直接に通知」とは、相手方が個人であり通知の方法が電話である場合、相手方の家族への通知は要件を満たさないとの理解でよいか。相手方の家族に通知することについて相手方の了解を得ている場合はどうか。</p>	<p>家族への通知では要件を満たさないことについては、ご理解のとおりです。ただし、家族の了解を得ている場合については、民事上の代理の要件を満たす場合、すなわち、通知を受領することにつき、相手方から家族への授権がなされ、かつ、当該家族が相手方のために通知を受領する旨を表示した場合には、当該家族への通知をもって改正企業開示府令第14条の2第1項第3号等の要件を満たすものと考えられます。</p>
122	<p>「電話その他の方法」とは、電話による通知以外に、例えば、電子メールによる送信、ファクシミリ装置による送信、対面での口頭による通知、及び書面の交付等を指すとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
123	<p>何らかの事情で相手方に対し直接に通知できなかった場合、当該相手方に対する目論見書の訂正事項分の交付を行っていないこととなるため、有価証券を取得させる又は売り付けることができないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
124	<p>金商法第15条第2項により、適格機関投資家に対しては、当該適格機関投資家から交付請求があった場合を除き、目論見書の交付は不要であるので、改正企業開示府令第14条の2第1項第3号に基づく通知も不要という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
125	<p>「(その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする際に、その相手方に対し、発行価格、利率又は売出価格及び払込金額を電話その他の方法により直接に通知する場合に限る。)」を削除してはどうか。改正企業開示府令第14条の2第1項第1号及び第2号に掲げる内容に鑑みると、該当部分を削除しても、投資者が必要な情報を取得する機会や利便性に劣ることとなるとは考えにくい。</p>	<p>発行価格等の情報の提供方法は、投資者がこれらの情報を確実に取得することが可能な方法である必要がありますが、ホームページにこれらの情報を掲載するのみでは投資者の確実な情報取得が担保されているとはいえないため、発行価格、利率又は売出価格及び払込金額については、相手方に対して直接通知することを要求したものです。</p>
126	<p>「～発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者～」とあるが、</p>	<p>発行価格等の情報は、基本的には、主幹事証券会社のホームページに掲載することで足りると</p>

	「その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者」の考え方としては、シ団及び委託販売団のメンバーすべての者ではなく、例えば、主幹事証券会社のウェブサイトに掲載されることで足りると考えることでよいか。	考えられます。なお、投資者が当該情報を取得する機会を十分に確保するという観点からは、全ての販売証券会社等のホームページに掲載することも考えられます。
▼発行登録書の様式		
127	改正企業開示府令第11号様式について、【参照書類】に「平成 年 月 日までに 財務(支)局長に提出予定」という様式が用意されているが、例えば、3月決算の第1四半期報告書の提出期限が8月14日(土曜日)であった場合、提出期限は、8月13日(金曜日)、8月14日(土曜日)、8月16日(月曜日)の何れを記載するのが適当か。休日・祝日と重なる際の記載の取扱いを明確にしてはどうか。	提出期限が休日・祝日と重なる場合には、行政機関の休日に関する法律に基づき、行政機関の休日の翌日が提出期限となります。ご質問のケースでは、8月16日を提出期限として記載する必要があります。
128	改正企業開示府令第11号様式記載上の注意(9) e)に関し、発行登録書に提出期限を記載する場合、いわゆる法定提出期限(行政機関の休日の場合その翌日)までであれば、その範囲で発行登録者が任意に決めて記載してよいか。	発行登録書に提出期限を記載する場合、法定の提出期限を記載する必要があり、法定の提出期限よりも前の日を任意に記載することはできません。なお、発行登録書に法定の提出期限を記載した場合であっても、当該提出期限よりも前の日に有価証券報告書等を提出することは妨げられません。
129	発行登録書の発行予定期間を2年とした場合、改正企業開示府令第11号様式等の発行登録書の参照書類欄に提出期限を記載する開示書類として、最大、有価証券報告書・半期報告書は2件(2年分)、四半期報告書は6件(3期分×2年分)になるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
130	改正企業開示府令第11号様式等の発行登録書に有価証券報告書等(有価証券報告書、四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書、外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書をいう。以下同じ。)の提出期限を記載しないことは問題ないという理解でよいか。また、有価証券報告書等の一部だけに提出期限を記載することも可能という整理でよいか。	発行登録書に有価証券報告書等の提出期限を記載するか否かは任意であるため、提出期限を記載しないことでも問題はありません。また、提出予定の有価証券報告書等のうち、一部のみの提出期限を記載することも可能です。ただし、その場合、発行登録書に提出期限を記載していない開示書類が新たに提出された場合には、訂正発行登録書の提出が必要となります。
131	改正企業開示府令第11号様式等の発行登録書の参照書類 3【臨時報告書】欄に記載の「1の有価証券報告書提出後、・・・」は、1【有価証券報告書及びその添付書類】欄に記載の提出済み又は提出予定の有価証券報告書のうち提出済み分が該当することが自明なことから、提出済み分であることを示す文言(例えば提出日)は加えず、様式通りの記載とすることでよいか。また、4【訂正報告書】欄の「訂正報告書(上記●の訂正報	【臨時報告書】欄の「1の有価証券報告書提出後、・・・」については、ご記載のとおり、提出済みの有価証券報告書を指すことは明らかであるため、様式どおりの記載で構いません。【訂正報告書】欄についても同様です。

	告書)を・・・」についても同様の考え方でよいか。	
132	<p>改正企業開示府令第11号様式記載上の注意(9)eに 関し、次のケースでは、訂正発行登録書の提出を行う (妨げるものではない)との理解でよいか。</p> <p>①発行登録書に提出期限を記載せずに、有価証券報 告書等を提出する場合(有価証券報告書等のうちそ の一部を記載しない場合を含む)</p> <p>②発行登録書に記載した提出期限以降に有価証券報 告書等を提出する場合</p> <p>③発行登録書に記載した提出期限内に提出する場 合であっても、訂正発行登録書を提出することが望まし いと判断した場合</p>	<p>①及び②の場合は、訂正発行登録書を提出す る必要があります。</p> <p>③については、訂正発行登録書の提出事由が 他に存在する場合に訂正発行登録書を提出する ことが妨げられるものではありません。</p>
133	<p>改正金商法の施行後は、発行登録書に記載した提 出期限内に有価証券報告書等を提出した場合、改正 金商法第23条の4の訂正発行登録書の提出を要しない ため、金商法第23条の5第2項に基づき、発行登録の効 力は停止しない(従って、有価証券報告書等の提出日 当日(及び企業開示ガイドライン23の5-3イ①・②に掲 げる期間)であっても、法的には発行登録追補書類を 提出できる)との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
134	<p>改正企業開示府令第11号様式等の発行登録書の参 照書類欄の有価証券報告書等について、提出済み分 (第t期)と提出予定分(第t+1期・第t+2期)の計3件を 記載している場合、翌期に新たな有価証券報告書等 (第t+1期)を提出した際には、訂正発行登録書を提出 しなくても、参照書類欄は、提出済み分(第t+1期)と提 出予定分(第t+2期)の計2件が記載されているように 訂正されるとみなしてよいか。</p> <p>その後、参照書類欄に新たに訂正を行う場合、前述 の訂正後の内容すなわち、参照書類欄に提出済み分 (第t+1期)と提出予定分(第t+2期)が記載されてい ることを前提として訂正発行登録書を提出するとの理解 でよいか。</p>	<p>本改正は、参照書類欄到有価証券報告書等の 提出期限を記載した場合において、その後、当該 期限内到有価証券報告書等が提出された場合に 訂正発行登録書の提出を不要とする効果のみを 持つものであり、それ以外の効果を持つものでは ありません。</p> <p>このため、当初提出した発行登録書について訂 正発行登録書を提出する場合には、当初提出した 発行登録書の記載内容を元に訂正を行っていただ く必要があります。</p>
135	<p>改正金商法の施行後に、改正企業開示府令第11号 様式等の発行登録書に記載した提出期限までに有価 証券報告書等が提出された場合(従って、訂正発行登 録書は提出されていない)であっても、その後に当該有 価証券報告書等に訂正が生じた場合には、その訂正 発行登録書の提出が必要との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
136	<p>発行登録目論見書は、改正企業開示府令第14条の 13第1項第1号及び第2項に基づいて作成されるが、本 改正自体ではその内容に変更がないことに鑑み、特段</p>	<p>発行登録目論見書の記載内容は、金商法第23 条の12第2項によって読み替えられる金商法第13 条第2項により、「発行登録書、第23条の4の規定</p>

	の手当は不要との理解でよいか。	による訂正発行登録書又は発行登録追補書類に記載すべき内容及び内閣府令で定める内容」とされています。このため、第11号様式の変更部分については、発行登録目論見書においても同様の変更が必要です。
137	発行予定期間の中で決算期変更等により予定の提出期限が変わったケースでは、訂正発行登録書の提出による提出期限の修正を行うことは可能か。あるいは、発行登録書における提出期限の訂正を行わず、有価証券報告書等提出の都度に訂正発行登録書を提出する対応とすることは可能か。逆に、企業開示ガイドライン23の7-1に基づき、既存の発行登録書を取り下げ、新規に発行登録書を提出することは可能か。	発行予定期間の中で決算期変更等により法定提出期限が変わったケースにおいては、訂正発行登録書の提出による提出期限の修正を行うか(改正金商法23条の4)、あるいは、既存の発行登録書を取り下げ、新規に発行登録書を提出することが必要であると考えられます。
138	本改正施行前に提出された第11号様式等の発行登録書については提出期限が記載されていないが、訂正発行登録で提出期限を追記することで適用を受けることは可能か。	施行日より前に提出済みの発行登録書について、訂正発行登録で提出期限を追記することにより、本改正の適用を受けることはできません。なお、施行日より前に提出済みの発行登録書を取り下げ、新規に、有価証券報告書等の提出期限を記載した発行登録書を提出することにより、本改正の適用を受けることは可能です。
139	改正金商法の施行後、発行登録書に有価証券報告書等の提出予定日を記載することで、訂正発行登録書の提出を免除し、提出者負担を削減するという趣旨は理解できたが、有報提出の時期には、定時株主総会の決議事項に係る臨時報告書(企業開示府令第19条第2項第9号の2)を提出する必要がある。当該臨時報告書の提出があった場合は、訂正発行登録書の提出は免除にならず、提出が必要になるという理解でよいか。	本改正は、有価証券報告書や四半期報告書など法定の提出期限が明確な継続開示書類が提出された場合に、訂正発行登録書の提出義務を免除するものであり、臨時報告書の提出については具体的な提出期限の記載が困難であるため本改正の対象ではありません。このため、株主総会の決議事項に係る臨時報告書が提出された場合には、訂正発行登録書の提出が必要になります。
140	株主総会の決議事項に係る臨時報告書(企業開示府令第19条第2項第9号の2)は総会決議後遅滞なく提出することになっており、投資家も有価証券報告書等と同様にあらかじめ承知している内容と考える。従って、改正金商法の趣旨からも当該臨時報告書も適用の対象としていただきたい。	
141	改正金商法の施行後に、発行登録書に有価証券報告書等の提出期限を記載することで訂正発行登録書を提出しない場合、第3号様式(有価証券報告書)の第7【提出会社の参考情報】2【その他の参考情報】には特に何も記載しないという理解でよいか。	発行登録書に有価証券報告書等の提出期限を記載することで訂正発行登録書を提出しない場合、有価証券報告書の【その他の参考情報】欄に、訂正発行登録書を提出しないことについて特に記載する必要はありません。
●大量保有府令		
142	大量保有報告書等について、個人が同一市区町村内で住所を変更した場合は、どうなるのか。	貴見のとおり、大量保有報告書又は変更報告書の提出者が個人であって、その地番を含む住所

	<p>この点、このような変更は、改正大量保有府令第9条の2第2項第2号に規定する「第一号様式及び第三号様式に記載すべき事項」の変更ではなくなることから、特に手続をする必要がなくなるとも考えられる。</p> <p>しかし、このような変更であっても、当局としては、変更後の地番を把握する必要があると思われる。</p> <p>また、公衆に対し、特定の地番まで知らせる必要がなくても、同一市区町村内で住所が変更されたという事実は、知らせるべきだと思われる。</p> <p>したがって、このような場合は、変更後の住所を記載した書面を添付した上、同一市区町村内で住所が変更された旨を記載した変更報告書を提出しなければならないこととするべきだと思われる。</p>	<p>全部を記載した書面を大量保有報告書等に添付の上、報告書本体においては地番の記載を省略する方法を選択した場合においても、当該提出者が同一市区町村内で住所を変更したときには、当該住所の変更に係る変更報告書を新たに提出する必要はあるものと考えられます。</p> <p>なお、新たに提出する変更報告書においても、変更後の住所を記載した書面を添付する方法を選択する場合、当該変更報告書には、引き続き市区町村名までを記載すれば足りることから、報告書本体の住所の記載欄には変更が生じないこととなります。</p> <p>そもそも、大量保有報告書等の提出者は、大量保有報告書等に記載すべき重要な事項に変更があった場合、変更報告書を提出する必要がありますが、本改正は、住所を記載した書面の添付を条件に、提出者の住所のうち市区町村より後の部分の記載の省略を認めるという新たな選択肢を提供するものに過ぎず、本改正後も、当該部分を含めた住所全体が、大量保有報告書等に記載すべき重要な事項に当たることには変更がありません。したがって、上記のとおり、たとえ同一市区町村内であっても、住所の変更があった場合には、変更報告書を提出する義務が生じるものと考えられます。</p>
<p>●金融指標府令</p>		
<p>143</p>	<p>金融指標府令第9条第1項においては、業務規程に記載すべき事項が規定されているが、同項第16号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定める部分の関係について、以下の認識でよいか確認したい。</p> <p>第9条第1項第16号：情報提供者が遵守すべき事項（行動規範）</p> <p>第9条第1項第16号以外：特定金融指標算出者が遵守すべき事項（業務規程）</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>144</p>	<p>金融指標府令第9条第1項第1号ロおよびハ、同項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使する専門家判断という理解でよいか。</p> <p>なお、その場合、算出方針において特定金融指標算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計となっている指標の場合には、各規定に対応する業務</p>	<p>ご指摘の「専門家の判断」には、特定金融指標算出者自身の判断のほか、特定金融指標算出者が情報提供者以外の第三者に判断を委託し、それを利用する場合も含まれます。後段のコメントについては、貴見のとおりです。</p>

	規程の記載は必要がないことを確認したい。	
145	金融指標府令第9条第1項第2号イに掲げる「協議」および「事前の通知」は、一般的なものとして、ホームページに公表して広く一般に意見を募集する（検討結果も公表する）というパブリック・コメント方式が排除されないと理解してよいか。	貴見のとおりです。
146	金融指標府令第9条第1項第2号イ(2)における「監査の方法」とは、指標の算出公表方針等の変更が適切に行われたことについて内部監査部門による事後的な確認が適切に行われることを確保することを求めているという理解でよいか。必ずしも手続きの詳細を定める趣旨ではないことを確認したい。	貴見のとおりです。
147	金融指標府令第9条第1項第2号ハは、IOSCOが2013年7月に公表した「金融指標に関する原則」（以下「IOSCO原則」）の12において、金融指標の算出者は、金融指標の算出方針の変更を行うに当たり、その手続きや、変更の概要等について明確に示すべきことが定められていることを踏まえ、これに対応する事項について、業務規程への記載を求める趣旨であるという理解でよいか。	貴見のとおりです。
148	金融指標府令第9条第1項第4号は価格等情報が十分なものであることの基準について、必ずしも定量的な基準を記載する必要はないと理解してよいか。 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報」全体について「十分なものであること」を求める趣旨であり、個々の情報提供者の「算出基礎情報」について「十分なものであること」まで求めている趣旨でないという理解でよいか確認したい。	貴見のとおりです。
149	金融指標府令第9条第1項第8号の「ロ 検証の結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」は、IOSCO原則10において、金融指標の算出者は、金融指標によって計測される対象の状況を見直すとともに、見直しによって金融指標に重要な修正が加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が定められていることを踏まえ、これに対応する事項について、業務規程に記載を求めていると理解してよいか。	貴見のとおりです。
150	金融指標府令第9条第1項第10号における「内部監査部門」は、組織内の内部監査（IOSCO原則17における Internal Audit）を実施する内部監査部等	貴見のとおりです。なお、その趣旨を明確にするため、金融指標府令第9条第1項第2号イ(2)及び同項第10号における「監査」を「監督」

	<p>を想定しているのではなく、IOSCO 原則 5 (Internal Oversight : 内部監督機能) を意図しているという理解でよいか。</p> <p>(参考) IOSCO 原則 5 は、金融指標の算出者の機関内部に設置すべき監督機能について、IOSCO 原則 17 は、内部又は外部の監査人による監査 (Audit) について、それぞれ規定するもの。</p>	<p>とするよう、規定を修正致します。</p>
151	<p>金融指標府令第 9 条第 1 項第 13 号における、不服処理を行う「特定金融指標算出業務から独立した立場にある者」とは、一般的には日々の算出・公表のオペレーションに関与しない部署の職員は当該立場に該当すると理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
152	<p>金融指標府令第 9 条第 1 項第 16 号イ(2)は、特定金融指標算出者が情報提供者の脱退や合理的な経営判断による算出基礎情報の提供の休止又は廃止自体を禁止しなければならない趣旨でないという理解でよいか。</p> <p>なお、実態として、情報提供者が自発的に特定金融指標の算出・公表に協力している金融指標においては、情報提供者の脱退を防止するための措置に限りがあるが、特定金融指標算出者として可能な限りの措置を記載することで足りることを確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
153	<p>金融指標府令第 9 条第 1 項第 16 号イ(3)における「促す措置」というのは、特定金融指標算出者が情報提供者に対して、特定金融指標算出者からの情報提供要請に対して応じる義務を課すことで足り、必ずしも情報提供者に対して日次でレート呈示に関する証跡を提出することを義務付けることまでを求めるものではないと理解してよいか確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
154	<p>金融指標府令第 9 条第 1 項第 16 号イ(4) iii)における「専門家の判断の管理」とは、IOSCO 原則 14 において、行動規範で、「専門家判断の利用方法について案内し、詳細を示す方針 (文書化の要件を含む)」を定めること等が求められていることを踏まえ、これに対応する事項について、行動規範への記載を求めるものであることを確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
155	<p>金融指標府令第 9 条第 1 項第 16 号ロにおける「行動規範に係る契約の情報提供者との間の契約の締結」とは、形式的に「契約書」である必要はなく、情報提供者が特定金融指標算出者の策定する行動規範を遵守したうえでレート呈示を行う旨の「承諾書」を特定金融指標算出者宛てに提出する方法で</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

	も問題ないことを確認したい。	
156	<p>金融指標府令第 11 条本文における「特定金融指標算出業務の休止」には、災害発生時等で事前予測が困難な事情が生じ、突発的に特定指標算出業務を継続できなくなった場合には、事前の届出ができなくとも本条の違反にならないという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のような場合においても、特定金融指標算出業務を適正に継続できるよう、措置を講じておく必要があります。なお、事前予測が困難な事情が生じ、特定金融指標算出業務の休止又は廃止について、事前の届出ができなかった場合に、金商法第 156 条の 88 の違反を問われるかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
157	<p>金融指標府令第 13 条第 1 項第 2 号における「専門家の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使用する専門家判断という理解でよいか。</p> <p>また、特定金融指標算出者側で、個々の情報提供者が使用した専門家判断の記録を保存することを求める趣旨でないと理解してよいか確認したい。</p>	<p>ご指摘の「専門家の判断」には、特定金融指標算出者自身の判断のほか、特定金融指標算出者が情報提供者以外の第三者に判断を委託し、それを利用する場合も含まれます。後段のコメントについては、貴見のとおりです。</p>
●監督指針		
158	<p>改正監督指針 V-2-6(1)「主な着眼点」では、「協会未加入業者は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか」という項目が新設されている。この点につき、金融商品取引業協会が、広告等の表示及び景品類の提供に関する規則を定めている場合であっても、協会未加入業者が、現在広告その他金商法第 37 条第 1 項、金商業等府令第 72 条に定める行為を行っておらず、今後行う予定はない場合には、同規則に準ずる社内規則を定める必要はないという理解でよいか。</p>	<p>広告その他これに類似する行為（金商法第 37 条第 1 項、金商業等府令第 72 条）に該当するかは個別具体的に判断する必要がありますが、当該行為に該当する行為を行っておらず、将来的にも行わないのであれば、金融商品取引業協会が定める広告に関する規則に準ずる社内規則を定める必要はないものと考えられます。</p> <p>なお、業務方法書において行うとしている業務に関しては、適切な社内規則を定める必要があると考えます。</p>
159	<p>改正監督指針 V-3-1(1)体制審査の項目」において、電子募集取扱業務を行う第二種金融商品取引業者（第二種少額電子募集取扱業者を含む。）の人的構成の確認点については特に明示されていないが、これは現行の第二種金融商品取引業者に係る確認点と同じ基準で人的構成を有しない者であるか否かの審査が行われるということか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
160	<p>改正監督指針の「有価証券の発行価額の総額等に関する留意点」（IV-3-4-4-2(1)）に記載している改正金商業等府令第 16 条の 3 第 2 項の規定に基づく算定方法の確認方法について、申込顧客へのヒアリングや申込フォームでの確認では不十分で、発行者から顧客リストを取得するなどによって確認を行うことまで必要となるのか。</p>	<p>必ずしも発行者から顧客リストを取得する必要はないと考えますが、有効な確認手段の一つと考えられます。ただし、そのような方法で少額要件を確認する場合には、あらかじめ匿名組合契約等に規定するとともに、顧客への説明を行うなど、個人情報の適切な取扱いが必要と考えられます。</p>
161	改正金商業等府令第 16 条の 3 第 2 項の規定に基づ	第二種少額電子募集取扱業者による少額要

	<p>く算定に関して、第二種少額電子募集取扱業者による確認に資するためには、あらかじめ、事業者は募集・私募を行う際には、顧客との間の匿名組合契約において、顧客情報を第三者（今後1年以内に、募集・私募の取扱いを行う（又は取扱いを行う可能性のある）第二種少額電子募集取扱業者）に提供する場合がある旨、あらかじめ規定する必要があるという理解でよいか。</p>	<p>件の算定方法として、発行者から顧客情報の提供を受けることは必ずしも必要ではないと考えますが、そのような方法で少額要件を確認する場合には、あらかじめ匿名組合契約等に規定するとともに、顧客への説明を行うなど、個人情報情報の適切な取扱いが必要と考えられます。</p>
162	<p>改正監督指針の「電子申込型電子募集取扱業務等の適切性」の「業務管理体制」の「発行者の事業計画等に係る適切な審査」（IV-3-4-3-1(1)）について、「実質的な審査が的確に行われているか。」とあるが、どのような審査を実施した場合に当該要件を満たすのか具体的な方法を例示してほしい。同様に、「適切な審査」についても具体的な方法を例示してほしい。</p>	<p>発行者やその発行する有価証券により異なることから、審査の具体的方法について一律にお示しすることは困難です。</p>
163	<p>申込者による申込の撤回等の方法は、電子メール又は書面などの方法に限ることとしてもよいか。（電話は認めないとする）</p>	<p>ご指摘の方法も認められるものと考えますが、顧客の利便を踏まえた適切な対応（電話による申込が認められている場合には、電話による申込の撤回を認めるなど）が望まれます。</p>
164	<p>申込の撤回等に際して、すでに払込が行われている金銭を返還する際は、金融機関への振込手数料を控除した残額を返還することとしてよいか。</p>	<p>契約の申込みの撤回や解除の際の返金の費用（振込手数料を含む。）は、原則として、債務者（金融商品取引業者）が負担すべきものと考えます。</p>
<p>●企業開示ガイドライン</p>		
<p>▼企業結合に係る暫定的な会計処理の確定</p>		
165	<p>改正企業開示ガイドライン5-12-2では、遡及適用等の内容を反映した場合には、その旨を注記しなければならないとある。</p> <p>企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号平成25年9月13日）を新たに適用した場合、非支配株主との取引及び取得関連費用については、原則として、同会計基準第58-2項（3）に定める経過措置に従い、最近連結会計年度（当連結会計年度）の期首において同時点での累積的影響額を反映させることになる。</p> <p>その結果、当該影響額は、最近連結会計年度の直前連結会計年度に係る主要な経営指標等には反映されないことになる。</p> <p>この場合においては、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号平成21年12月4日）第6項（1）にいう「経過的な取扱い」に従っ</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

	<p>て会計処理を行っており、遡及適用を行ってはいないと考えられることから、改正企業開示ガイドライン5-12-2に定める「その旨」の記載は不要であることを確認させていただきたい。</p>	
166	<p>改正企業開示ガイドライン5-12-2の文中に「財務諸表等規則第8条第27項に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定」とあるが、改正企業開示ガイドライン5-21-2との整合性から、「連結財務諸表規則第2条第23号及び財務諸表等規則第8条第27項に規定する・・・」とする必要がないか確認いただきたい。</p>	<p>「連結財務諸表規則第2条第23号」は、「企業結合」の定義として、「財務諸表等規則第8条第27項」の「企業結合」の定義を直接参照するものであり、簡潔で分かりやすい規定とする観点から、「連結財務諸表規則第2条第23号・・・に規定する・・・」とはせず、原案のとおりとしています。</p>